

江戸川区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

4 附則に次の二項を加える。

ついては、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

平成二十三年三月支給期の期末手当の支給月数を引き下げる必要があるので、
本案を提出いたします。